公益社団法人塩釜市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する基準

（目的及び意義）

第１条　この基準は、公益社団法人塩釜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第２７条第３項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。

(3)　非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4)　報酬等とは、認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　センターは、使用人兼務の常勤役員に対しては、使用人の職務の対価として、理事会の決議により別に定めるところにより給与・賞与等を支払う。

２　センターは、非常勤役員が理事会等に出席した場合は日当を支給することができる。

３　理事長は、決裁等の為に出勤した場合の報酬を支給することができる。

４　役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬の額の決定）

第４条　非常勤役員の日当の額は、総会の決議により決定するものとする。

ただし、額は別表１に定める金額の範囲内とする。

（報酬等の支給日）
第５条　理事長の報酬は月額をもって支給するものとし、毎月末日までに支払う。
２　非常勤役員の日当は、理事会等の開催月の末日までに支払う。

（報酬の支給方法）
第６条　非常勤役員の日当は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費　用）
第７条　センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。請求方法は、事務局職員旅費規程によるものとする。
２　費用の額は、別表２により予算の範囲内において支給する。

（公　表）
第８条　センターは、この基準をもって、認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）
第９条　この基準の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補　足）
第１０条　この基準の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則
この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　　則
この基準は、平成２８年５月３１日から施行する。

別　表　１

役員の報酬額等

（１）理事長の報酬　月額２４，０００円までの範囲内

（２）非常勤役員の報酬

副理事長・理事・監事　　日当（理事会等）３，０００円

別　表　２

費用の額

（１）非常勤役員の管内職務に係る費用	なし
（２）非常勤役員の管外職務に係る費用	事務局職員旅費規程に定める金額
（３）その他	実費